

令和5年度版

新エネルギー機器導入促進奨励金のご案内



地球温暖化の防止、エネルギーの有効利用、資源の再利用の推進を図るため、自然環境への負荷を低減する以下の機器を導入した市民に予算の範囲内で奨励金を交付します。

交付要件

全て満たす方

- ①対象機器を令和4年4月1日以降に購入した方
※購入年度で対象機器および交付金額が異なります
- ②自らが居住する住宅に設置した方(事業用太陽光発電システムは除く)
- ③過去に同じ機器の奨励金を受けていない世帯の方
- ④市税を完納している方

対象機器	購入年度		交付金額 購入価格の1/2以内	
	R4年	R5年	R4年	R5年
住宅用太陽光発電システム ※余剰買取契約を締結していること	○	○	1万円/kW 上限4万円	新築建物:5千円/kW 上限2万円 既存建物:2.5万円/kW 上限10万円
事業用太陽光発電システム(事業所・自治会用) ※余剰買取契約を締結していること	○	○	1万円/kW 上限4万円	新築建物:5千円/kW 上限2万円 既存建物:2.5万円/kW 上限10万円
家庭用蓄電池 ※住宅用太陽光発電設備と同時設置、または既に設置済みであること	○	○	8万円	新築建物と同時:4万円 既存建物に後付け:10万円
HEMS(Home Energy Management System) ※ECHONET Lite規格に対応している機種であること	○	○	2万円	2万円
太陽熱利用システム・太陽熱温水器	○	○	3万円	3万円
家庭用コージェネレーションシステム	○	○	6万円	6万円
クリーンエネルギー自動車 (電気【EV】・プラグインハイブリッド【PHV】・燃料電池【FCV】) ※初度登録かつ非営利目的で購入したもの(一人1回限り)	○ ※1	×	2万円	廃止
電動の原動機付自転車 ※初度登録かつ非営利目的で購入したもの(一人1回限り)	○ ※1	×	5千円	廃止

※1 クリーンエネルギー自動車と電動の原動機付自転車(電動バイク)は、領収書の領収年月日が令和4年4月1日～令和5年3月31日のものであれば対象です。

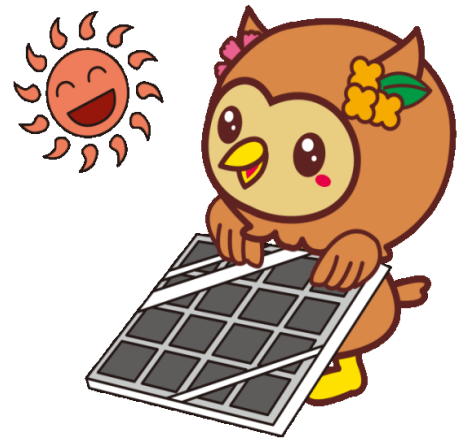
(裏面へつづく)

申請の時期

随時受付。設置・購入後に申請してください。

※令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）に
設置・購入された方と

令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）に
設置・購入された方で対象機器および交付金額が異なります
のでご注意ください。



申請窓口

袋井市役所 2階環境政策課、浅羽支所 1階市民サービス課
※電子申請も受け付けております。

窓口申請に必要なもの

申請書に記載されている添付書類、振込口座の分かるもの

◇申請書は市ホームページからダウンロードできます。

袋井市 新工ネ 検索 ←

お問合せ

袋井市環境政策課環境企画係

(TEL) 0538-44-3135

(E-mail) kankyou@city.fukuroi.shizuoka.jp